

新型コロナウイルス感染症に係る羽咋市主催イベント等実施ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたイベント等の実施に関して、イベント主催者等において、参加者に対して感染症予防を持続的に行うための「新しい生活様式」の徹底により一人一人が対策を行うことを促し、人の集まる空間に病原体が持ち込まれることを最小限にするとともに、もし持ち込まれたとしても集団内で二次感染が起きるリスクを最小限とすることを目的とする。

2 適用期間

令和2年7月1日から適用する。

※県内での新型コロナウイルス感染の広がりや、新型コロナウイルスに関する国の指針等を踏まえ、段階的に、本ガイドラインの見直しを行うものとする。

3 用語の定義

イベント等 クラスターが発生する恐れがある催物や「三つの密」のある集まり。

イベント主催者 イベントを企画し、開催する者。本ガイドライン上では市を示す。

運営者 実際に会場でイベントの進行、管理等を行う者。本ガイドライン上では市、受託者又は施設管理者を示す。

4 対象

市主催(共催・後援も含む)の会議、セミナー、講演会、等

5 開催可否判断の目安

「移行期間における都道府県の対応について(令和2年5月25日事務連絡:内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長)」に準拠し、6月19日、7月10日から、それぞれ段階的に緩和し、以下の基準を開催可否判断の目安とする。

5月21日~6月18日

屋内イベント 100人以下、又は収容定員の半分程度以内の参加人数にすること

屋外イベント 200人以下、又は人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)

6月19日~7月9日

屋内イベント 1,000人以下、又は収容定員の半分程度以内の参加人数にすること

屋外イベント 1,000人以下、又は人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)

7月10日~7月31日

屋内イベント 5,000人以下、又は収容定員の半分程度以内の参加人数にすること

屋外イベント 5,000人以下、又は人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)

感染状況を見つつ8月1日を目途

屋内イベント 収容定員の半分程度以内の参加人数にすること

屋外イベント 人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)

※全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、慎重に対応する。

※人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度。

6 イベント参加者をお願いすること

1)自宅での健康チェック

*次の項目に該当する方については、イベントへの参加を自粛するよう、協力を求める。

- 1 発熱の症状がある方(体温 37.5 度以上)
- 2 風邪の症状のある方
- 3 過去 14 日間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方
- 4 感染拡大している地域や国への訪問歴が 14 日以内にある方

2)高齢者や基礎疾患のある方へのお願い

*これまでの新型コロナウイルスの感染症の傾向から高齢者や基礎疾患のある方が感染した場合に症状の重篤化が見られることから、こうした方が体調に不調がある場合は、積極的にかかりつけ医や保健所に相談するよう協力を求める。

3)当該イベントでの感染者発生時に備えた協力要請

*イベントの参加にあたり、氏名、連絡先等の記入、提出依頼に対する協力

*参加者で感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力

*濃厚接触者となった場合、接触してから 14 日間を目安に自宅待機することを協力

7 イベント主催者が実施すること

1)事前実施事項

*イベント開催を企画する場合には、主催者は以下の 6 つの項目について、感染リスクの評価を行い、必要な措置を講ずることとする。

- 1 開催規模(参加人数、参集範囲)
- 2 開催場所(換気の状態)
- 3 開催期間・時間(同一空間での滞在時間)
- 4 参加者同士の距離(近距離又は対面)
- 5 参加者の特性(高齢者や基礎疾患を有する者)
- 6 不特定多数か否か

*開催場所は、市が事業者に対して普及推進している『新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン』を作成・遵守している施設等を選定し、三密の解消が難しい施設等は利用を避ける。

*非接触式の体温計が入手困難であることを踏まえ、イベント参加者には、自宅で必ず検温を行う

ことについて、開催通知、チラシ、HP 等のあらゆる手段を通じて徹底し、検温をしてない方の参加は認めない。

*イベント通知やチラシ等を活用し、イベント参加を予定している高齢者や基礎疾患のある方々について、事前にかかりつけ医等に相談するよう呼びかけるものとする。

*イベント通知やチラシ等を活用し、新型コロナウイルス接触確認アプリの利用を促進する。

2)開催時実施事項

*イベント参加者募集にあたっては、参加者で感染者が出た場合の対応に備え、事前申込時及び来場時に氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス)を把握する。また申し込み不要のイベントについては、開催当日に氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス)を把握できるような体制をとる。

*参加者に対しては、マスクを着用して来場するよう事前に周知するとともに、体調不良の場合には参加を控えるよう促す。

*発熱等の体調不良者の入場を制限するための体制を整える。

*入場時に手指消毒を徹底する。また、イベントの途中においても適宜手指消毒ができるような場を確保する。

*換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行う。

*人を密集させない環境(1m、できれば 2m)の間隔を確保するよう、会場のレイアウト、定員数の設定などを行うほか、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫する。

*大きな声を発声させない環境づくり(声援などは控える)を行う。

*出演者の発声等を伴うイベントにあっては、客席と出演者との間に十分な距離をとる。

*共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的(1~2 時間に 1 度程度)に行う。

*イベントの前後や休憩時間などの交流の場においても感染拡大のリスクがあることを踏まえ、こうした交流を極力控えるよう参加者に促す。

3)感染防止環境の徹底

*参加者の手指消毒が可能な環境を整備する。

*手指消毒設備の設置が困難な場合には、液体石けんによる手洗いを行える環境を確保することとし、こうした環境を整備できない場合には、イベント等を実施しない。

4)スタッフの衛生知識の向上

*イベント主催者は、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から示された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言案」(2020 年 5 月 14 日)の中の「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」(P13~P14)等を参考とし、運営者のスタッフに対する新型コロナウイルスの感染対策の知識の向上に努める。

5) その他

*実施や開催にあたっては、8頁以降の「マニュアル素案」を参考に、イベントの性質や施設の状況等を踏まえ、個別に十分な検討を行う。

8 運営者として行う感染症の対策の類型

1 リスクアセスメントとリスクマネジメント

感染源 自宅で体温を測定し発熱していたら自宅待機
入場者の登録、人数制限
入場時の手指消毒(持ち込み対策)

感染経路対策

接触感染対策 入場時の手指消毒(持ち込み対策)
定期的な手指衛生
環境の清掃(手が触れる場所)

飛沫感染対策 距離(1m、できれば2m)を離す工夫
発声の機会を減らす(マスクの着用)
咳エチケット
参加者が接近しづらい動線の設定
集まる場所(昼食場所)の時差利用
同一スペースにいるスタッフ・参加者の制限
小まめな手指消毒の実施

エアロゾル・空気感染 定期的な換気
頻繁に換気

2 特徴的なクラスターに対するリスクマネジメント

感受性と感染源

密閉空間なら換気を良く 換気設備の点検

※ 可能な限り2カ所以上の開口部を使用することで効率よい換気が実現

多数が手の届く距離に集まらない 入館する人員の管理、制限
入退場に時間差を設ける
動線の工夫

近距離の会話・発声なし 大きな発声をさせない環境→無観客
参加者同士の一定距離の確保

その他 食事及び軽食の個包装化(トンブリーなどを使わない)
手指消毒等の手指衛生をするための資機材を身近に配備
飲食エリアに入る前の手指消毒確認又は手指消毒の徹底

3 クライシスマネジメント

積極的疫学調査の備え(連絡先が確実な参加者名簿の作成)

濃厚接触者となり自宅待機要請がなされた場合への備え(事前説明、調整)

参加者の移動の記録化(例:航空機の座席番号等)

9 多くの人が参加する場での感染対策のあり方例

1)人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- *参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- *過去 14 日間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- *感染拡大している地域や国への訪問歴が 14 日以内にある方は参加しない。
- *体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- *発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- *会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- *主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- *飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う(例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など)

2)クラスター(集団)感染発生リスクの高い状況の回避

- *換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。
- *定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- *人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- *大きな発声をさせない環境づくり(声援などは控える)
- *共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

(参考)

下記施設は全国的にクラスターが多く発生しているといわれており、会場として使用する場合は特に慎重に検討する。

スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店

3)感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- *人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- *参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから 14 日間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4)その他

- *食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫

をする。

*終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

10 イベント等の開催の中止等の検討

本ガイドライン等に基づく感染症対策を十分に講じることができない場合は、イベント等の緊急性、必要性等を踏まえ、中止、延期、規模縮小等についても検討する。

マニュアル

【会議編】

参加者には、会議の開催通知等にマスク着用による来場を周知するとともに、自宅や職場で、健康状態申告書に記載されている事項について、確認した上で参加するよう徹底し、検温をされていない方については、参加をお断りすることを徹底する。

1)入場時の体調チェック及び登録・ポリシー周知・手洗い

1 体調チェック→2 登録→3 ポリシー周知→4 手洗い→5 入場

1 体調チェック

- ・健康状態申告書(様式1参照)の提出

※1 既往症(例:咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等)の場合は入場を認める。

※2 仮に検温をしないで参加を希望する方がいた場合には、可能な限り非接触式体温計を使用し、どうしても接触式体温計を使用しなければならない場合には、密集とならないよう別室で検温を行うなど十分な対策を行い、使用後は、アルコール消毒を行う。

2 入場登録

- ・接触を防ぐため徹底した入場管理を行う。

3 行動ポリシー周知

- ・施設利用上の留意事項を作成し、参加者に配布し徹底する。

4 手洗い

- ・受付に設置したアルコール手指消毒液や液体石けんによる手洗いを徹底する。

5 入場

- ・以上4までを行った方は、入場を許可する。

6 入場時の留意事項

- ・受付では、参加者の間隔(1m、できれば2m)に留意する。

2)会議主催者による適切な環境管理

- ・入場時に手指消毒を徹底する。

・換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行う。

- ・人を密集させない環境(1m、できれば 2m)を確保するため、会場に入る人数を会議室の定員の半数程度(100 人が定員の会議室では、50 名程度)とするなど少なく定め、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫する。
- ・大きな声を発声させない環境づくり(声援などは控える)を行う。
- ・共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的(1~2 時間に 1 度程度)に行う。
- ・入場時、退場時の入場口を分けるなど、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。

3)飲食関連

- ・食事の提供を行う場合には、パッケージされた食事を個別提供する等の工夫を行う。
- ・また、参加者の間隔(1m、できれば 2m)を空け、向かい合わせにならない、極力会話をしないなど十分な対策を行う。

4)喫煙

- ・感染防止の観点から会場及びその周辺は禁煙とする。

5)会場管理

- ・席を一席空けるなど、参加者の距離(1m、できれば 2m)を確保する。

6)ゴミ箱

- ・ゴミ箱は原則、ふたがついていて密閉できるものを用いる。

7)換気

- ・一定時間(概ね 1 時間程度)が経過したら休憩を入れ、会場内の換気を行うように努める。

8)事後フォロー

- ・収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- ・参加者のリストは、県の関係条例等に準じて管理するものとする。

【講演会、セミナー等編】

参加者には、講演会の開催通知、チラシ、HP 等で、マスク着用による来場を周知するとともに、健康状態申告書に記載されている事項について、確認した上で参加するよう徹底し、検温をされてない方については、参加をお断りすることを徹底する。

1)入場時の体調チェック及び登録・ポリシー周知・手洗い

1 体調チェック→2 登録→3 ポリシー周知→4 手洗い→5 入場

1 体調チェック

- ・健康状態申告書(様式 1 参照)の提出

※1 既往症(例:咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等)の場合は入場を認める。

※2 仮に検温をしないで参加を希望する方がいた場合には、可能な限り非接触式体温計を使用し、どうしても接触式体温計を使用しなければならない場合には、密集とならないよう別室で検温を行うなど十分な対策を行い、使用後は、アルコール消毒を行う。

2 入場登録

- ・接触を防ぐため徹底した入場管理を行う。

3 入場時の施設内行動ポリシー周知

- ・施設利用上の留意事項を作成し、参加者に配布し徹底する。

4 手洗い

- ・受付に設置したアルコール手指消毒液や液体石けんによる手洗いを徹底する。

5 入場

- ・以上 4 までを行った方は、入館を許可する。

6 入場時の留意事項

- ・受付では、参加者の間隔(1m、できれば 2m)に留意する。

2)講演会等の主催者による適切な環境管理

- ・入場時に手指消毒を徹底する。
- ・換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行う。
- ・人を密集させない環境(1m、できれば 2m)を確保するため、会場に入る人数を会議室の定員の半数程度(100 人が定員の会議室では、50 名程度)とするなど少なく定め、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫する。
- ・大きな声を発声させない環境づくり(声援などは控える)を行う。
- ・共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的(1~2 時間に 1 度程度)に行う。
- ・入場時、退場時の入場口を分けるなど、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。
- ・講演会等のスタッフの氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス)を把握し、名簿を作成する。

3)飲食関連

- ・食事の提供を行う場合には、パッケージされた食事を個別提供する等の工夫を行う。
- ・また、参加者の間隔(1m、できれば 2m)を空け、向かい合わせにならない、極力会話をしないなど十分な対策を行う。

4)喫煙

- ・感染防止の観点から会場及びその周辺は禁煙とする。

5)会場管理

- ・ 席を一席空けるなど、参加者の距離(1m、できれば 2m)を確保する。

6)ゴミ箱

- ・ ゴミ箱は原則、ふたがついていて密閉できるものを用いる。

7)換気

- ・ 一定時間(概ね 1 時間程度)が経過したら休憩を入れ、会場内の換気を行うように努める。

8)事後フォロー

- ・ 収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- ・ 参加者のリストは、県の関係条例等に準じて管理するものとする。

健康状態申告書(任意様式可)

- 1 氏名
- 2 お住まいの市町村
- 3 緊急連絡先
- 4 メールアドレス
- 5 体温
- 6 風邪症状 あり ・ なし
- 7 14 日以内の発熱・感冒症状での受診や服薬 あり ・ なし
- 8 感染が拡大している地域や国への 14 日以内の訪問歴 あり ・ なし

※1 収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することはしません。

- 2 参加者に感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力をお願いいたします。
- 3 濃厚接触者となった場合は、14 日間を目安に自宅待機をお願いすることがあります。